

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部改正の概要

1 改正理由及び内容

(1) 「青少年」の定義改正に伴う改正

条例における「青少年」の定義を「6歳から18歳に達するまでの者をいう。」から「18歳未満の者をいう。」に改正することに合わせ、関係様式の改正を行うもの。

ア 別記第1号様式（第3条関係）

イ 別記第2号様式（第4条関係）

ウ 別記第3号様式（第5条関係）

6歳以上18歳未満の方

→ 18歳未満の方

(2) 常用漢字表の表記への改正

鹿児島県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）制定当時に平仮名表記であった「がん具」について、現在は常用漢字表で「玩具」となっていることから、条例における表記を改正することに合わせ、関係条項及び様式の改正を行うもの。

ア 第6条関係

（有害がん具刃物等の形状，構造又は機能）

→ （有害玩具刃物等の形状，構造又は機能）

イ 第7条関係

(7) がん具刃物等自動販売機管理者

→ 玩具刃物等自動販売機管理者

(1) 第3号関係

がん具刃物等自動販売業者

→ 玩具刃物等自動販売業者

ウ 様式

・ 別記第4号様式（第8条関係）

・ 別記第8号様式（第11条関係）

がん具刃物等

→ 玩具刃物等

(3) 条例からの引用条文の改正

条例の改正に合わせ、引用条文の改正を行うもの。

ア 第10条関係

2 施行日

1(1)は令和8年7月1日、1(2)及び(3)は公布の日（令和8年3月27日）

3 経過措置

- (1) この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則別記第4号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- (2) この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則別記第8号様式による身分証明書は、改正後の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則別記第8号様式による身分証明書とみなす。